

# 愛媛県松山市方言における禁止表現

## Prohibitive Expressions in the Ehime Matsuyama Dialect

久保博雅

### 1. はじめに

愛媛県松山市方言（以下、松山市方言）を含む四国方言には「(ラ)レン」を用いた禁止の形式が存在する。以下に用例を上げるが、例文中の“[”はピッチの上昇，“]”はピッチの下降を示し、文頭の高起／低起もそれぞれ“[”／“]”で示す。

- (1) [シン]ドインヤッタラ [ム]リ [セ]ラレン。 (しんどいのなら無理はするな。)  
(2) [クルマ アブ]ナイケン [ワタラ]レン。 (車が危ないから渡るな。)

当該形式について、これまでの方言研究の中でも個別に指摘はされていたが、禁止表現という枠の中での位置づけやその発話機能については十分議論がなされてこなかった。したがって本稿では、発話機能と使用場面の観点から(ラ)レンを含む松山市方言の主要な禁止表現について整理し、その形式の使い分けや意味機能について分析を行う。

### 2. 先行研究

#### 2. 1. 禁止表現の位置づけと発話機能

高木(2009b)は禁止表現について「行為の主体に対してその行為をしないようにもとめる「はたらきかけ」のモダリティ」と述べており、標準語の用例として次の(3)～(5)を上げている。

- (3) 邪魔だから、そんなところで寝るな。 <禁止> 命令・否定  
(4) まだ話の途中なんだから、寝ないでくれ。 <禁止> 依頼・否定  
(5) 風邪を引くから、そんなところで寝るな。 <禁止> 勧め・否定

(高木2009b:131より引用)

「はたらきかけのモダリティ」について、高木は命令表現・禁止表現・勧誘表現の3つがあるとしている。命令表現・禁止表現は行為の主体が聞き手のみであるのに対し、勧誘表現は聞き手・話し手の両方が行為の主体であると述べている。高木はこれらを総じて「行為要求表現」(本稿では「行為指示表現」と呼んでおり、酒井(2012)はそれらの分類を図2のようにまとめている。

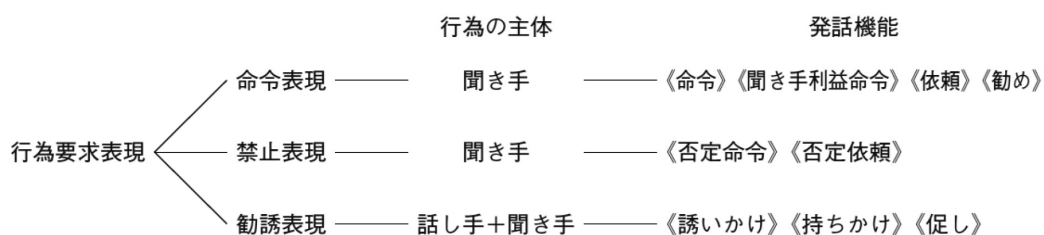


図1 行為要求（指示）表現の分類（酒井2012より引用）

それぞれの行為指示表現には発話機能と呼ばれるものが伴う。発話機能（speech function）について、山岡（2014）は「話者がある発話を行う際に、その発話が聴者に対して果たす対人的機能を概念化したもの」と説明しており、「命令、依頼、許可、拒否、受諾、主張、同意、質問、許可要求、同意要求」などを例に挙げている。本稿ではこの発話機能を《 》で示す。図1によると、命令表現には強い強制力のある機能である《命令》の他に、行為の実現を相手に頼む《依頼》や相手の利益になる行為の実現を促す《聞き手利益命令》《勧め》がある。また禁止表現については、「禁止」が一般に「否定命令」とも呼ばれるように、行為の不実行を求める命令である。したがって発話機能においても、命令表現における発話機能《命令》《依頼》に対応する《否定命令》や《否定依頼》が属する。これら禁止表現や命令表現の発話機能は、その行為の「拘束力の強弱」と「その行為が聞き手の利益になるか否か」の2つの基準を用いて分類することができ、禁止表現については表1のようにまとめられる。なお、図1にて《否定命令》《否定依頼》としていた発話機能を表1では高木（2009b）に倣い《命令的阻止》《依頼的阻止》と呼ぶ。また《聞き手利益命令》《勧め》に対応した《聞き手利益命令的阻止》《勧めの阻止》を設定する<sup>1</sup>。

表1 禁止表現の分類（高木2009bより一部改変して引用）

	非聞き手利益	聞き手利益
拘束力・強	①《命令的阻止》	③《聞き手利益命令的阻止》
拘束力・弱	②《依頼的阻止》	④《勧めの阻止》

また、高木（2009b）は禁止表現を選択する要因として、①話し手と聞き手の関係、②話者の属性・志向、③聞き手に要求する行為の性質、④発話行為と発話場面の関係の4つを挙げている。特に④については「指示」「現場指示」「違反矯正」「確認的指示」の4つの「発話場面」を設定し、それぞれにおいて用いられる形式が異なることを述べている<sup>2</sup>。なお、「指示」は「発話行為と発話場面との間にタイミングや矛盾を考慮する必要のない」行為指示、「現場指示」は「現在行われている行為に対する停止の要求」（タイミングが考慮される）、「違反矯正」は「すべきことでないことが行われている・行われようとしている状況における行為停止の要求」、「確認的指示」は「話し

<sup>1</sup> 高木（2009b）は③を④と同様《勧めの阻止》としているが、本稿では表1の《聞き手利益命令》に対応させ《聞き手利益命令的阻止》と設定する。

<sup>2</sup> 高木（2009a）の命令表現と共通した事項である。

手にとって望ましくない行為が行われることのないよう前もって指示する」行為指示だと説明されている。

- (6) 廊下を走るな。 [指示]  
 (7) よーし、{??走るな/??走らないで/止まれ}。 [現場指示]  
 (8) おい、廊下を走るな。 [違反矯正]  
 (9) いいか、今度からは廊下を走るな。 [確認的指示]

(高木2009b:135より引用)

なお高木によれば、標準語においては(7)のように[現場指示]で禁止形(走るな)やシナイデ(走らないで)を用いるのは不自然であり、「止まれ」のような行為停止を要求する動詞の命令形が用いられる。

## 2. 2. 松山市方言における行為指示表現について

### 2. 2. 1. 命令表現に関する研究

松山市方言における命令表現については、久保(2018b, 2020a, 2020b, 2021a, 2021b)による一連の研究がある。当該研究では、松山市方言の主要な命令表現として西日本方言で広くみられる命令形命令(例:行ケ。以下, 命令形), 連用形命令(例:行キ。以下, 連用形), テ形命令(例:行ッテ。以下, テ形)のほか, オ+連用形命令(例:オ行キ。以下, オ+連用形), シカ形命令(例:行カンカ。以下, シカ形), シケン形命令(例:行カンケン。以下, シケン形)を設定し, それぞれの形式の取る音調や発話機能および使用場面の関係を記述している。また, 終助詞「ヤ/ヨ」が後接した場合の音調や発話機能に及ぼす調整についても考察している。

上記の6つの命令表現が有する発話機能の観点からまとめると次の表2ようになる。実際にはそれぞれの形式のアクセントが有核か無核か, 文末に上昇イントネーションを伴うか下降イントネーションを伴うか特別な音調を伴わないのかまで分析しているが, 本稿では紙幅の都合上音調情報は省略する。詳細は久保(2021a)を参照されたい。

表2 松山市方言における命令表現の分類(久保2021aより作成)

	非聞き手利益	聞き手利益
拘束力・強	《命令》 命令形, 連用形, オ+連用形 テ形, シカ形	《聞き手利益命令》 命令形, 連用形
拘束力・弱	《依頼》 テ形	《勧め》 連用形, オ+連用形, シケン形

これを見ると, 拘束力の強い《命令》と《聞き手利益命令》では命令形が共通して用いられ, 非聞き手利益である《命令》と《依頼》ではテ形が共通して用いられることが分かる。また, 連用形は《依頼》以外の全ての発話機能で用いられ, 《依頼》ではテ形しか用いられないことも分かる。

ンカ形は《命令》でのみ用いられる形式、ンケン形は《勧め》のみで用いられる形式であることも見て取れる。このように、形式と発話機能は一定の対応を成していることが当該研究で示されている。

## 2. 2. 2. (ラ) レンに関する研究

禁止表現については、命令表現のように体系だった記述は管見の限り見当たらない。一方で、先述の通り(ラ)レンについてはこれまでも個別に指摘がなされている。

高橋(1992)が作成した図1を見ると四国全域で用いられていることが分かる<sup>3</sup>。これは1986年に当時の老年層に対して行われた調査の結果であるが、2025年現在においても四国地域における(ラ)レンは若年層でも用いられる<sup>4</sup>。

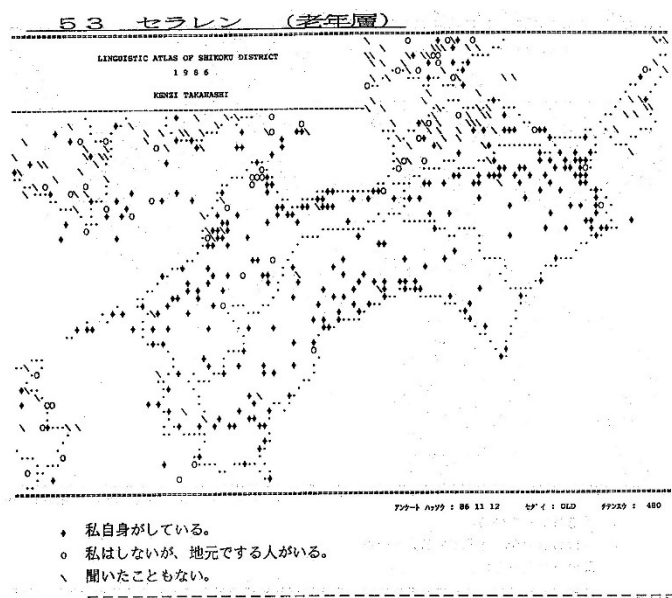


図2 四国における「(ラ)レン」の分布(高橋1992)

当該形式の由来については様々な説がある。本稿では紙幅の都合で割愛するが、不可能由来説(遠藤1984)、受身・自発由来説(上野1996)、尊敬由来説(加藤1970)が存在する。標準語において「(ラ)レル」は可能・受身・自発・尊敬の用法があるとされるが、「(ラ)レル」のすべての用法に対応した(ラ)レンの由来に関する説があると言える。

また、松山市方言における活用体系をまとめた久保(2018)は、禁止を表す活用形として禁止形と(ラ)レンを取り上げており、次の表3のようにまとめている。

<sup>3</sup> 大西編(2016)による言語地図を見ると、四国以外では富山県にまとまった分布が確認でき、その他新潟県、三重県、和歌山県、島根県、大分県、宮崎県などにもわずかに分布している。

<sup>4</sup> 高橋(1992)は当時の中学生にも同時に調査を行っているが、その結果を見ると香川県域における(ラ)レンは老年層と比べて激減している。また、大西編(2016)による言語地図を見ると、香川県のみ(ラ)レンが分布していない。しかし筆者の観察では、香川県出身の大学生から(ラ)レンの使用を確認しているため、本稿では四国全県で使用が見られるものとする。

表3 動詞活用型別の禁止表現（久保2018より抜粋して引用）

多段一般型 書く	多段特殊型 死ぬ	一段型 見る	来る	する
カクナ	シヌナ	ミルナ ミンナ	クルナ クンナ	スルナ スンナ
カカレン	シナレン	ミラレン	コラレン	セラレン

（ラ）レンの形態については、多段型動詞では「カカレン」「シナレン」のようにア段型に「レン」、一段動詞型では「ミラレン」のように基幹に「ラレン」、「来る」「する」はそれぞれ「コ」「セ」に「ラレン」が付くとしている。また終助詞として「ヨ」「ゼ」「ゾ」が後接するとしている。

### 2. 3. 先行研究の課題

これまでの研究の課題として、（ラ）レンを含む松山市方言の禁止表現の網羅的な体系が明らかにされていない点が挙げられる。久保（2018）は活用の体系を示したものであるため、補助動詞を用いた表現や婉曲的な表現は捨象されて然るべきである。しかし一方で、岸江（2008:38）は「日常の対人コミュニケーションでは、直接的な命令表現が用いられることが少ないのと同様に禁止表現においても直接的な表現が用いられるのは極めてまれ」「命令や禁止を強く促したいと思ったときでさえも、直接的な表現を回避するストラテジーが働き、間接的に行動を求めたり、動作を制止したりする表現が選択されることが多い」と述べており、方言の記述に当たっては標準語に対応する方言形式だけでなく実際の機能面や運用面に着目した記述の必要性を示唆している。

したがって、高木（2009b）が述べる発話機能や使用場面に基づく場面設定のもと調査を行い、特徴的な方言形式のみならず、その地域で用いられるあらゆる形式をその枠組みの下で記述していく必要があると考える。そうすることで、例えば（ラ）レンのような特徴的な方言形式についても、その他の禁止表現との使い分けや位置付けを見出すことができるのではないだろうか。

## 3. 研究概要

本稿では松山市方言の禁止表現について、高木（2009b）の枠組みにしたがって複数の場面設定を行い、それぞれの場面で志向される禁止表現について記述を行う。ただし、紙幅の都合上多様な表現を全て扱うことは難しいため、本稿では久保（2018）が示した禁止形と（ラ）レンに加え、自由回答の調査の中で頻出した「トイテ」（動詞「買う」の場合「カワントイテ」と「トキ」（動詞「買う」の場合「カワントキ」）の2形式も松山市方言における主要な禁止表現と認め、これら4形式についての発話機能を確認する。なお、両形式については、「カワント」のように動詞の否定形+助詞ト由来の形式に補助動詞「オク」のテ形や連用形が接続し縮約したものと分析する。

本稿における記述は筆者（話者A）の内省を基に行うが、一部高年層話者2名（話者B・C）に行った調査による情報も含む。また、（ラ）レンのアクセントについては中年層話者2名（話者D・E）から得た情報を用いる。筆者を含めた5名の話者情報は下記の通りである。

話者A：筆者。男性。1991年生まれ。18歳まで愛媛県松山市に居住し，以降県外。

話者B：男性。1942年生まれ。愛媛県松山市在住。18歳～20歳は県外に居住。

話者C：男性。1941年生まれ。愛媛県松山市在住。50歳～52歳は県外に居住。

話者D：女性。1982年生まれ。愛媛県松山市在住。18歳～29歳は県外に居住。

話者E：女性。1978年生まれ。18歳まで愛媛県松山市に居住し，以降県外または市外。

#### 4. 「(ラ) レン」のアクセントについて

禁止表現の記述に先立ってまず特徴的な方言形式である(ラ)レンのアクセントについて表4にまとめる。終止形に基づくアクセント型と語例は久保(2020a)による。なお，2拍動詞のH1型，3拍動詞のL0型は該当語が存在しない。

表4 (ラ)レンのアクセント

拍数	活用型	アクセント型	語例	終止形	(ラ)レン
2拍	五段	H0	泣く	[ナク	[ナ]カレン
		H1	居る	[オ]ル	[オ]ラレン
		L0	書く	]カ[ク	]カ[カ]レン
	一段	H0	寝る	[ネル	[ネ]ラレン
		H1	該当語なし		
		L0	見る	]ミ[ル	]ミ[ラ]レン
	サ変	H0	する	[スル	[セ]ラレン
カ変	L0	来る	]ク[ル	[コ]ラレン	
3拍	五段	H0	歌う	[ウタウ	[ウタワ]レン
		H1	思う	[オ]モウ	[オモワ]レン
		L0	該当語なし		
	一段	H0	捨てる	[ステル	[ステラ]レン
		H1	掛ける	[カ]ケル	[カケラ]レン
		L0	見せる	]ミセ[ル	]ミセ[ラ]レン

表4を見ると，カ行変格活用「来る」を除き，終止形が高起(H0型・H1型)である語は(ラ)レンも高起(2拍語はH1型，3拍語はH3型)で発音され，終止形が低起(L0型)である語は(ラ)レンも低起(2拍語はL2型，3拍語はL3型)で発音されることが分かる。したがって，語頭の高起/低起が(ラ)レンでもおおよそ保存されていると言える。なお，終止形が2拍の場合の(ラ)レンのアクセントは筆者の観察の限り地域差や世代差があり，特に高起語においては平板で発音される場合や2拍目にアクセント核を置く場合もある。表におけるアクセントは話者A・D・E(いずれも言語形成地が松山市下伊台町)によるアクセントであることに留意したい。

## 5. 松山市方言における禁止表現の発話機能

高木（2009b）の発話機能と発話場面の別にしたがい、4つの発話機能それぞれの発話場面で志向される形式を確認する。なお、発話場面については2. 1で標準語における[現場指示]では禁止表現が用いられにくいことを述べたが、これは松山市方言でも同様であるためここでは[指示][違反矯正][確認的指示]の場面を見ていく。

### 5. 1. 《命令的阻止》

《命令的阻止》は、聞き手への拘束力が強く、利益の所在は聞き手にない発話機能である。

(11) [友人がいたずらで話し手にジョークグッズを買おうとしていて] ]ソ[ガイ]ナモン

{[カウ]ナ/[カウ]ナヤ/[カワントイテ]/[カワントイテ]ヤ}。 [モ]ロテモ

[コマル]ンヨ。(そのようなものを買うな。もらっても困るんだよ。) [指示]

(12) [(11)の発話後、それでも買おうとする友人に対し] [ヤ]ケン {[カウ]ナ/[カウ]ナヤ/  
[カウ]ナヨ/[カワントイテ]/[カワントイテ]ヤ/[カワントイテ]ヨ}。(だから買うな。)

[違反矯正]

(13) [アシタ ケ]ーキ [コーテ] ク[ル]ノ {[ワスレ]ンナ[ヨ]/[ワスレントイテ]ヨ}。

(明日はケーキを買ってくるのを忘れないでよ。) [確認的指示]

いずれの発話場面においても命令形とトイテが用いられる。[指示]では終助詞「ヤ」、[違反矯正]では終助詞「ヤ」「ヨ」が後接する場合もある。[確認的指示]では終助詞「ヨ」が必須であり、終助詞が後接しないものや終助詞「ヤ」が後接するものは誤用論的に不適格である。

### 5. 2. 《依頼的阻止》

《依頼的阻止》は、聞き手への拘束力が弱く、利益の所在は聞き手にない発話機能である。

(14) [友人と遅い時間におしゃべりをしていて] ]マ[ダ [トチュー]ジャケン

{[ネントイテ]/[ネントイテ]ヤ}。(まだ途中だから寝ないで) [指示]

(15) [(14)の発話後、それでも寝そうな友人に対し] [オネガイ]ヤケン

{[ネントイテ]/[ネントイテ]ヤ/[ネントイテ]ヨ}。(お願いだから寝ないで) [違反矯正]

(16) [アシタ]ワ [イランコ]ト [ユワントイテ]ヨ [確認的指示]

いずれの発話場面においてもトイテが用いられる。《命令的阻止》と同様に、[指示]では終助詞「ヤ」、[違反矯正]では終助詞「ヤ」「ヨ」が後接する場合もあり、[確認的指示]では終助詞「ヨ」が必須となる。終助詞が後接しないものや終助詞「ヤ」が後接するものは誤用論的に不適格であることも共通する。

### 5. 3. 《聞き手利益命令的阻止》

《聞き手利益命令的阻止》は、聞き手への拘束力が強く、利益の所在が聞き手にある発話機能で

ある。

(17) ]ア[ト]デ [コ]マルンジャケン ]ソ[ガイ]ナモン {[カ]ワレン/[カウ]ントキ/[カウ]ントキヤ}。(あとで困るんだからそのようなものは買うな。)[指示]

(18) [(17)の発話後、それでも買おうとする友人に対し]ヤケン {[カウ]ナ/[カウ]ナヤ/[カウ]ナヨ/[カウ]ントキ/[カウ]ントキヤ/[カウ]ントキヨ}。 [違反矯正]

(19) [アシタ]ワ シュクダイ {[ワスレラ]レン[ヨ/[ワスレラ]レンノ[ヨ/[ワスレラ]レン[デ/[ワスレ]ントキ[ヨ}。 [確認的指示]

[指示][確認的指示]で(ラ)レンとトキが用いられる。[指示]では(ラ)レンに終助詞の後接はないが、トキに終助詞「ヤ」が後接する場合がある。一方[確認的指示]では(ラ)レンに終助詞「ヨ」「ノヨ」「デ」のいずれかの後接が必須となる。トキには終助詞「ヨ」が後接する。[違反矯正]では[指示][確認的指示]と同様にトキを用いるが(ラ)レンが用いにくくなり、禁止形を用いることができる。両形式とも終助詞「ヤ」「ヨ」を後接する場合もある。

#### 5. 4. 《勧めの阻止》

《勧めの阻止》は、聞き手への拘束力が弱く、利益の所在が聞き手にある発話機能である。以下に用例を示すが、《勧めの指示》における[違反矯正]は拘束力が強くなり《聞き手利益命令的阻止》相当の機能になると見なし、ここでは[指示][現場指示]の用例を挙げる。

(20) ]コ[ガイ]ナ [ト]コデ [ネ]タラ [カゼ ヒク]ケン {[ネ]ラレン/[ネ]ントキ/[ネ]ントキヤ}。(こんなところで寝たら風邪を引くから寝るな。)[指示]

(21) [テ]ンキ [ワ]ルイケン アシ[タ]ワ ソ[ト]ニワ {[イ]カレン[ヨ/[イ]カレンノ[ヨ/[イ]カレン[デ/[イ]カ]ントキ[ヨ}。(天気が悪いから明日は外には行くなよ。)[確認的指示]

[指示][確認的指示]ともに(ラ)レンとトキが用いられる。《聞き手利益命令的阻止》と同様に、[指示]では(ラ)レンに終助詞の後接がなく、トキに終助詞「ヤ」が後接する場合がある。[確認的指示]では(ラ)レンに終助詞「ヨ」「ノヨ」「デ」のいずれかの後接が必須となり、トキには終助詞「ヨ」が後接する。

#### 5. 5. 発話機能における禁止表現の使い分けと命令表現との対応

ここまでの記述を整理する。まず用いられる形式については表5のようにまとめることができる。

表5 松山市方言における禁止表現の分類

	非聞き手利益	聞き手利益
拘束力・強	《命令的阻止》 禁止形, トイテ	《聞き手利益命令的阻止》 トキ, 禁止形, (ラ)レン
拘束力・弱	《依頼的阻止》 トイテ	《勧めの阻止》 (ラ)レン, トキ

禁止形は拘束力の強い機能である《命令的阻止》と《聞き手利益命令的阻止》で用いられ、特に《聞き手利益命令的阻止》の場合は使用場面が[違反矯正]の時に用いやすい。(ラ)レンは《聞き手利益命令的阻止》と《勧めの阻止》で用いられるため、聞き手利益の機能を有しやすい形式と言える。トイテと連用形については非聞き手利益の機能である《命令的阻止》と《依頼的阻止》に、連用形であるトキは聞き手利益の機能である《聞き手利益的阻止》と《勧めの阻止》でそれぞれ棲み分けが成されていることが分かる。特に《依頼的阻止》についてはトイテしか用いられない。

次に、発話場面、形式、終助詞の関係については表6のようにまとめることができる。これらは発話機能によらず共通した共起関係を成す。また、終助詞が後接しない場合を〇とする。

表6 使用場面ごとの形式と終助詞の共起関係

発話場面	形式	〇	ヤ	ヨ	ノヨ	デ
[指示]	禁止形	○	○	×	×	×
	トイテ	○	○	×	×	×
	トキ	○	○	×	×	×
	(ラ)レン	○	×	×	×	×
[違反矯正]	禁止形	○	○	○	×	×
	トイテ	○	○	○	×	×
	トキ	○	○	○	×	×
	(ラ)レン	当該形式を用いない				
[確認的指示]	禁止形	×	×	○	×	×
	トイテ	×	×	○	×	×
	トキ	×	×	○	×	×
	(ラ)レン	×	×	○	○	○

禁止形、トイテ、トキの3形式は共通した振る舞いを見せる。まず[指示]では〇と終助詞「ヤ」の後接が認められる。[違反矯正]では〇と終助詞「ヤ」に加え、終助詞「ヨ」を後接させることができる。[確認的指示]ではこれまでと異なり〇や終助詞「ヤ」は認められず、終助詞「ヨ」のみ後接させることができる。

これら3形式に対し(ラ)レンは異なり、[指示]ではいずれの終助詞の後接も認めない。[違反矯正]においては当該形式は用いられず、[確認的指示]では終助詞「ヨ」「ノヨ」「デ」の後接を認める。なお、「ノヨ」「デ」については、禁止形、トイテ、トキいずれの形式においても後接は文法的に不適格である。

## 6. まとめ・おわりに

本稿では、松山市方言における禁止表現の発話機能を軸とした記述を行った。その結果、発話機能ごとに用いられやすい形式が異なり、命令表現と同様に形式と発話機能は一定の対応を成していることが明らかになった。加えて発話場面と終助詞についても一定の対応が認められた。

今回、松山市方言における主要な禁止表現を4つ設定したが、実際の運用の中では補助動詞「オク」の命令形命令「オケ」（例：セントケ）や、高木（2009b）が評価系と位置付ける「センホーガエー」（しない方がいい）、「センデモエー」（しないでもいい）のようなものも見られる。今後はこれらも含めた記述を行い、禁止表現の使い分けを広く検討したい。

## 参考文献

- 上野和昭（1996）「徳島方言の禁止表現をめぐって：徳島市における方言文法使用意識調査の結果と禁止表現「～レン・ラレン」形式の成立経緯」『徳島大学国語国文学』9, 16-28.
- 遠藤潤一（1984）「四国における禁止の一表現法—〈言ワレン・捨テラレン〉の系譜について—」『現代方言学の課題：平山輝男博士還暦記念』明治書院.
- 大西拓一郎編（2016）『新日本言語地図』朝倉書店.
- 加藤信昭（1970）「四国の文法」『方言研究の問題点』明治書院.
- 岸江信介（2008）「四国方言における禁止表現と禁止表現行動」『方言研究の前衛：山口幸洋博士古希記念論文集』29-46, 桂書房.
- 久保博雅（2018a）「愛媛県松山市方言」2014-2018年度 科学研究費補助金 基盤研究(A)「日本語の時空間変異対照研究のための『全国方言文法辞典』の作成と方法論の構築」（課題番号：26244024・研究代表者：日高水穂）研究成果報告書『全国方言文法辞典資料集（4）活用体系（3）』87-95.
- 久保博雅（2018b）「愛媛県松山市方言における命令表現の使用差」『言語文化研究』38(1-2), 397-416.
- 久保博雅（2020a）「愛媛県松山市方言における青年層の動詞・形容詞終止形のアクセント」『国語教育研究』61, 92-102.
- 久保博雅（2020b）「愛媛県松山市方言における命令表現の音調」『論叢国語教育学』16, 13-23.
- 久保博雅（2021a）「愛媛県松山市方言における命令表現：形式・音調・発話機能・使用場面の関係」『方言の研究』7, 5-27.
- 久保博雅（2021b）「命令表現に後接する終助詞とその音調：愛媛県松山市方言の青年層の場合」『広島大学大学院人間社会科学研究科紀要. 教育学研究』2, 405-414.
- 酒井雅史（2012）「兵庫県神戸市方言における命令表現」『阪大社会言語学研究ノート』10, 18-29.
- 高木千恵（2009a）「命令表現」国立国語研究所全国方言調査委員会編『方言文法調査ガイドブック

3』, 105-118.

高木千恵 (2009b) 「禁止表現」 国立国語研究所全国方言調査委員会編『方言文法調査ガイドブック

3』, 131-142.

高橋顕志 (1992) 『四国言語地図』 高知女子大学国語学研究室.

付記 本研究は科研費（課題番号：23K18661）の助成を受けて行われています。

